

# (1)企業内部の経営資源の新たな分野への投資の促進 (2)デジタル市場のルール整備と将来の規制の精緻化

について議論対象となり得る項目案

## (1)①政策の方向性(未来投資会議)

- マークアップ率の産業・業種、企業規模ごとの分析
- 産業ごとのきめ細かな取引関係の適正化(利益や付加価値の状況、労働や資本への分配状況等を、産業・業種、企業規模ごとの分析等の実施)
- 顧客視点で見た付加価値の創出と販売価格の引上げ
- 同質的なコスト競争から付加価値の獲得競争への変化
- 創造性・感性・デザイン性・企画力といった能力やスキルを具備する人材育成

## (1)②方向性をサポートする具体案(未来投資会議)

- 企業内で閉じた研究開発から、企業間連携によるオープン・イノベーションへの移行に向けた環境整備
- 既存企業・大企業によるスタートアップのM&A、あるいは、既存企業・大企業とスタートアップの協働促進のための環境整備
- 資金面で豊富なリソースを有する大企業がスタートアップ企業等に投資を行う場合の税制・予算等のあり方
- 新興国企業との共創による新事業創出(アジアDX)の推進
- 大学、国研の現物出資の円滑化
  - 国立大学法人が大学発ベンチャーに出資することを可能にすることにより、複数企業と連携した研究開発等を促進

- 若者異能の人材による先が見えない創造的な研究への支援
- スピンオフ促進のための環境整備
  - 企業価値向上のための特定の事業の切り出し等が円滑に行えるよう、「スピンオフ」をしやすくするための指針の整備
- 大企業とベンチャー企業の契約時の技術保持
  - 大企業とベンチャー企業間の契約において、共同開発成果の知財独占、長期間かつ広範囲な協業禁止、周辺特許の囲い込みなど、ベンチャー企業に不利な取り決めを回避するため、大企業とベンチャー企業間の契約等に係るルール整備
- 技術研究組合のあり方
  - 組合設立手続きに時間を要するといった声あり。技術研究組合の設立及び事業会社化を促進するためのルール整備

## (2)①デジタル市場のルール整備等(デジタル市場競争本部等)

- データ価値評価を含めた独禁法のルール整備(企業結合審査)
  - 企業の市場シェアが小さくてもデータ独占により競争阻害が生じるおそれ。データの集積等による競争制限の有無等についても評価を行う独禁法上のルールを整備。
- デジタル・プラットフォーム取引透明化法の検討
  - 大規模なオンラインモール、アプリマーケットを対象に、①取引拒絶事由、②表示順位を決定する主な要素、③自社優遇の内容・条件など、個別の取引事業者に対する取引条件の開示などを求める。
- デジタル・プラットフォームによる消費者に対する優越的地位の濫用への対応
  - デジタル・プラットフォームが、消費者の個人情報等を不当に取得・利用することへの懸念が増大。独禁法上のルール整備を検討。

- 個人情報保護法の見直し
  - 個人情報の取扱いに対する不安の高まりに対応。個人が事業者等に対して個人情報の削除・利用停止請求をできる仕組みの拡充を図る。一方、現在、十分に活用が進んでいない個人の匿名情報について、保護を図った上で、活用が進むよう検討。
- デジタル市場の競争評価
  - オンラインモールやアプリマーケットなどに加えて、データの集中による寡占化の影響が大きい市場について、競争評価を実施
- ポスト5Gの半導体開発及び製造技術開発
  - 官民一体となった産業用途(IoT等)の半導体技術の開発及び製造プロセス開発の検討

## (2)②デジタル技術の社会実装を踏まえた規制の精緻化(未来投資会議)

デジタル技術の社会実装を踏まえた規制の精緻化については、中長期的な観点から、以下の分野を中心に実証事業を実施し、将来の規制等の在り方に係る問題点や課題を洗い出す。

### 1. モビリティ分野

自動車のソフトウェア化やコネクテッド化が進む中、モビリティ分野における将来の規制等の在り方に係る問題点や課題を洗い出す。

#### ①AIを活用した完成検査の精緻化・合理化

- AI等を活用して、工場等の常時監視を行うことにより完成検査の合理化が可能か検討する。併せて、自動車メーカーに対して行っている型式指定監査につき、AI等を活用した常時監視の活用が可能かも検討する。

#### ②無人自動運転車における運行時に取得するデータの活用

- その他、型式認証審査の合理化が可能か検討する。

### 2. フィンテック/金融分野

個人・企業の能力や資産状況等がデジタル化により個別に判断できるようになってくる中で、金融関連法制の将来の在り方に係る問題点や課題を洗い出す。

#### ①プロ投資家対応

- 顧客の取引履歴データ等の分析・活用を進めることで、プロ投資家として扱うことが可能な個人を特定できないか検討する。

#### ②金融商品販売における高齢顧客対応

- 高齢者の取引履歴データ等の分析・活用を進めることで、高齢者の能力や状況に応じた高齢顧客対応の判断ができないかを検討する。

#### ③マネー・ロンダリング対策

- 各金融機関が個別に取り組んでいた、マネー・ロンダリングに関係する、顧客リスク評価、制裁対象者との照合、異常取引や制裁対象取引の検知といった業務については、AIを活用し、各社が共同で取り組むことで効率化できないか検討する。

### 3. 建築分野

センサー精度の向上、AIによるビッグデータ分析、ドローン活用などが進む中、これらの技術の活用により、より精緻かつ合理的な建築物の安全性確保が可能か等を検証するべく、建築に関する制度(建築基準法等)の将来の在り方に係る問題点や課題を洗い出す。

#### ①建築物の外壁の定期調査

- 建築基準法に基づく建築物の外壁の調査について、赤外線装置を搭載したドローンによる調査を将来位置づけることができないか検討する。

#### ②エレベーターの定期検査

- 建築基準法に基づくエレベーターのロープ等の劣化状況の検査について、目視や寸法測定と同等の検査方法として、センサーによる検査を将来位置づけることができないか検討する。